

重度障害者等包括支援に要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第8 重度障害者等包括支援</p> <p>重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 1月に指定重度障害者等包括支援(指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数(以下「実績単位数」という。)が、1月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数(当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)を除く。)を乗じて得た単位数(以下「支給決定単位数」という。)の100分の95以上である場合 支給決定単位数</p> <p>ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数</p> <p>注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 第2の1の注1に規定する利用者の心身の状態に相当</p>	<p>第8 重度障害者等包括支援</p> <p>重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 1月に指定重度障害者等包括支援(指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数(以下「実績単位数」という。)が、1月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数(当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)を除く。)を乗じて得た単位数(以下「支給決定単位数」という。)の100分の95以上である場合 支給決定単位数</p> <p>ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数</p> <p>注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 第2の1の注1に規定する利用者の心身の状態に相当</p>

する心身の状態にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(-)又は(二)のいずれかに該当するものであること。

(-) 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(二) 最重度の知的障害のある者

(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

2 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。

する心身の状態にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(-)又は(二)のいずれかに該当するものであること。

(-) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(二) 最重度の知的障害のある者

(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

2 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。